

別 表

平成元年度事務報告書正誤表

ページ	訂 正 箇 所	誤	正
231	1 職員研修の表 自主研修の項中	奈良県新庄市	奈良県新庄町
232	同表 同項中	〃 境港市	鳥取県境港市

写

福総文発第二千三百二十号

平成二年十一月五日

福生市長 石 川 彌 八 郎 印

福生市議会議長

仲 村 清 信 殿

平成元年度事務報告書の正誤について

このことについて、別表のとおり訂正いたしたいので、よろしくお取り計らいくださるようお願いいたします。

別 表

平成元年度事務報告書正誤表

ページ	訂 正 箇 所	誤	正
583	(3) 社会教育関係団体補助金・委託料の表 福生市体育協会の項 補助金額の欄中	200,000	1,440,000
"	同表 福生市公立小中学校PTA 連合会の項 補助金額の欄中	1,440,000	200,000

628ページ 4平成元年度学校給食（ミルク）会計収支決算（中学校）の項目の次に次の項目を加える。

5 福生市中学校給食審議会

(1) 設 置 平成元年4月1日

(2) 委 員

職 名	氏 名	選 出 分 野
会 長	小 林 菊 三	知 識 経 験 者
副会長	吉 野 チ エ	"
委 員	原 島 恒 彦	市 立 中 学 校 長
"	三 浦 恒 雄	"
"	高 山 重 義	"
"	谷 島 光 治	市 立 中 学 校 教 職 員
"	鳥 居 智 子	"
"	浜 中 順	"
"	山 下 進	市 立 中 学 校 P T A 会 長
"	吉 池 俊 男	"
"	上 野 武 男	"
"	星 田 貴美恵	市 立 中 学 校 保 護 者
"	倉鹿野 光 子	"
"	佐 藤 恵 子	"
"	柴 藤 寿恵子	知 識 経 験 者

(3) 諮問事項 福生市中学校給食の是非について

(4) 開催回数 11回

福議発第百九十八号

平成二年十一月十七日

殿

福生市議会議長 仲村清信

議案説明員の出席要求について

平成二年第四回福生市議会定例会に御出席くださるよう、地方自治法第二百一一条の規定により要求いたします。

なお、議事日程及び議案写しを別紙のとおり送付いたします。

一 日 時 十二月五日（水） 午前十時
二 場 所 福生市議会議場

⑦

福総文発第2458号

平成2年11月27日

福生市議会議長

仲 村 清 信 殿

福生市長 石 川 彌八郎 ⑧

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告します。

写 専決第六号

専決処分書

専決処分事項の指定について（昭和五十七年三月十日議決）に基づき、損害賠償額の決定について別紙のとおり専決処分する。

平成二年十月八日

福生市長 石 川 彌八郎 印

損害賠償額の決定について

福生市は、市道の通行者に係る事故に関し、次のとおり損害を賠償する。

一 損害賠償の額 金二万五千二十九円

二 損害賠償の相手方 東京都福生市南田園二丁目五番地三 メゾン聖武一〇七号室

木 村 茂 樹

三 事故の概要

平成二年七月二十六日午前七時四十分頃、福生市大字熊川一三五二番地先五丁橋通り（市道幹線Ⅱ―一四号線）を国道一六号線方向に進行中の相手方車両が、五丁橋東交差点手前にさしかかった際、前夜から未明の間に破損していたJR八高線と道橋の高さ制限施設（市管理による鋼管製バー）に、前方を走行していた軽自動車が接触し、その反動で戻ってきた当該バーが相手方車両に当たり、フロントガラスを破損した。

平成 2 年 度
第 2 回

定期監査報告書

教育委員会事務局学務指導課

福生市監査委員

(写)

福監発第 28 号
平成2年11月19日

福生市長 石 川 彌八郎
福生市議会議長
仲 村 清 信 殿
福生市教育委員会
委員長 木 村 和 男

福生市監査委員 持 田 力 ㊟
同 指 田 保 雄 ㊟

平成2年度第2回定期監査の結果について
(報告)

地方自治法第199条第3項の規定により定期監査を行ったので、同条第8項の規定に基づき、その結果を次のとおり報告します。

定期監査報告書

I 監査の概要

1 監査の対象

教育委員会事務局学務指導課

2 監査の範囲

平成2年4月1日から平成2年9月30日までの間に執行された財務に関する事務

3 監査の実施期間

平成2年10月1日から平成2年10月22日まで

4 監査の方針

監査の実施にあたっては、監査対象となった教育委員会事務局学務指導課における事務が法令等に基づいて、適正かつ効率的に執行されているかどうかについて、監査を実施した。

(1) 予算の執行状況について

(2) 備品の管理状況について

(3) 郵便切手の受払いについて

(4) その他の事務事業について

Ⅱ 監査の結果

予算は、歳入歳出とも順調に執行されており、これ等の財務に関する事務は適正であると認められた。

以下事務事業の執行に係る監査した事項について記述する。

1 事務分掌は、つぎのとおりである。

学務係

- (1) 学校の設置及び廃止の手続きに関する事。
- (2) 学齢児童及び生徒の入学、転学に関する事。
- (3) 学校の組織及び編成に関する事。
- (4) 通学区域に関する事。
- (5) 通学路に関する事。
- (6) 児童及び生徒の保健衛生に関する事。
- (7) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事。
- (8) 児童及び生徒等の災害共済及び傷害保険に関する事。
- (9) 児童及び生徒の扶助に関する事。
- (10) 学務に係る諸調査及び統計に関する事。
- (11) その他学務に関する事。

教職員係

- (1) 都費負担教職員の任免、内申、その他人事に関する事。
- (2) 都費負担教職員の給与に関する事。
- (3) 都費負担教職員の服務監督に関する事。

(4) 都費負担教職員の福利厚生及び保健衛生に関する事。

(5) 教職員に係る諸調査及び統計に関する事。

(6) その他教職員に関する事。

指導係

- (1) 教育計画に関する事。
- (2) 教育過程に関する事。
- (3) 学習指導に関する事。
- (4) 生活指導に関する事。
- (5) 教職員の研修に関する事。
- (6) 学校行事及び郊外学習に関する事。
- (7) 教科書用図書の採択に関する事。
- (8) 教育相談に関する事。
- (9) 心身障害者教育に関する事。
- (10) 指導に係る諸調査及び統計に関する事。
- (11) 教材教具、副読本及び準教科書の届出承認に関する事。
- (12) その他教育指導に関する事。
- (13) 課内庶務に関する事。

2 職員の配置状況は、次のとおりである。

(単位：人)

区分	職名			
	課長	係長	主事	合計
学務指導課	1	3	7	11
学務係		1	3	4
教職員係		1	2	3
指導係		1	2	3

3 予算の執行状況について

予算の執行状況は別表1のとおり、その目的に従い適正に執行されていると認められた。

(1) 歳入

今後収入される要保護準要保護児童生徒諸要費補助金を除き、
学校基本調査費委託金、教職員給与等支給事務費委託金は金額
収入済である。

(2) 歳出

予算は順調に執行されており、その事務処理は適正である。

ア 超過勤務手当、休日給の支給状況について

計数に誤りはなく適正である。

イ 旅費の支給状況について

計数に誤りはなく適正である。

ウ 前渡金の経理状況について

旅費、報償費、補助金等で、資金前渡による支出が多くある
が、その事務処理は適正である。

4 備品の管理状況について

台帳が整備されており、管理、記録は適正である。

5 郵便切手の受払いについて

支給簿が整備されており、事務処理は適正と認められた。

6 児童、生徒に対する扶助費について

学用品費、給食費、修学旅行費等、扶助費の関係書類を試査したが、
その事務は適正に処理されている。

7 児童、生徒の保健衛生について

小中学校の各種健康診断は適時に行われており、検診後の指導に
も適切な対応がされていると認められた。

8 教職員の研究委託料について

各種研究委託の契約関係書類を試査したが、その事務処理は
適正と認められ、特に指摘する事項は見受けられなかった。